税理士法人

**任意清算公告**

　当法人は、令和●●●年●●月●●●日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和●●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

　　　　　　　　　税理士法人日本官報事務所

　　　　　　　　　　　代表社員　日本　太郎